



島根県報

平成21年9月11日（金）

号外 第 161 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委公告】

島根県立体育施設等の指定管理者の募集

（保健体育課） 2

教 育 委 員 会 公 告

島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）第7条及び島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）第6条の規定により、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成21年 9 月 11 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 募集の目的

島根県立武道施設及び島根県立体育施設（以下「島根県立体育施設等」という。）は、スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設である。

島根県体育施設等の管理については、平成17年度から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、指定期間が平成22年 3 月 31 日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 募集方法及び施設の概要

募集に当たっては、以下の(1)から(5)までの施設について、一括で管理及び運営をする指定管理者を募集する。

- (1) 施設名 島根県立武道館
所在地 島根県松江市内中原町52番地
- (2) 施設名 島根県立石見武道館
所在地 島根県浜田市黒川町3735番地
- (3) 施設名 島根県立水泳プール
所在地 島根県松江市上乃木10丁目 4 番 2 号
- (4) 施設名 島根県立体育館
所在地 島根県浜田市黒川町3735番地
- (5) 施設名 島根県立サッカー場
所在地 島根県益田市乙吉町631番地 2

3 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は、(1)から(5)までとする。ただし、業務範囲に掲げるすべての業務を一括して他の事業者へ委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。なお、詳細は、別に定める島根県体育施設等指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (1) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

4 指定期間

平成22年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日までの 5 年間で予定している。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料は、次に掲げる額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。各年度の年間委託料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。

なお、各年度において、年間収入目標額を±10パーセントを上回る変動があった場合には、その 2 分の 1 を当該年度の委託料に増額又は減額することで反映させるものとする。

委託料 1,640,435千円以内（年間委託料 328,087千円以内）

年間収入目標額 33,212千円

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立武道施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第30号）及び島根県立体育施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第31号）で定める様式第1号

(2) 管理運営事業計画書

次のアからコまでに掲げる項目について具体的に記載すること。

ア 応募理由

イ 県内のスポーツ振興に寄与するための具体的対策

ウ 利用者のサービス向上対策

エ 利用者の要望の把握及び実現策

オ 緊急時（利用者の事故等・災害時）の体制・対策、防災対策及び危機管理体制

カ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

キ 職員の配置（組織図、指揮命令系統、常勤・非常勤の別、主な資格、年齢等）

ク 平成22年4月1日から業務を遂行するための移行計画

ケ 現に施設等に従事している職員の雇用についての考え方

コ 職員の指導育成計画及び研修計画

(3) 指定期間各年度分の収支予算書

ア 人件費及び法定福利費、管理費（直営・委託の別）、事務費並びに事業費の明細

イ 自主事業があれば、その内容及び収支計画

(4) その他申請に必要な書類

ア 法人等の活動実績（島根県立武道施設条例施行規則及び島根県立体育施設条例施行規則で定める様式第2号）

イ 法人等の過去3年間の決算書

ウ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

(5) 提出部数

正本1部及び副本9部。ただし、ウ(4)については、正本1部とする。

(6) 提出先

郵便番号 690-8502

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁保健体育課生涯スポーツ振興グループ

電話番号 0852-22-5424

F A X 0852-22-6767

(7) 提出期限 平成21年10月22日（木）午後5時まで

提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は平成21年10月22日（木）午後5時までに必着とする。

(8) その他申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成21年9月11日（金）から平成21年10月22日（木）までの平日

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(2) 配付場所

7(6)に記載する場所

9 現地説明（見学）会

現地説明（見学）会を、次のとおり開催する。出席を希望する者は、平成21年9月18日（金）までに7(6)に記載する場所まで連絡すること。

(1) 施設名 島根県立水泳プール

開催日時 平成21年9月24日（木）午後1時30分から午後3時まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後1時20分に集合

(2) 施設名 島根県立武道館

開催日時 平成21年9月24日（木）午後3時30分から午後4時30分まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後3時20分に集合

(3) 施設名 島根県立体育館及び島根県立石見武道館

開催日時 平成21年9月25日（金）午前10時から正午まで

集合場所及び集合時間 島根県立体育館正面入口に午前9時50分に集合

(4) 施設名 島根県立サッカー場

開催日時 平成21年9月25日（金）午後2時30分から午後3時30分まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後2時20分に集合

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、県内のスポーツの振興に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 本県のスポーツ振興に寄与するものであること。

- イ サービスの向上及び平等な利用が図られていること。
- ウ 維持管理の内容が適切であること。
- エ 人的能力及び財政的基盤が適切であること。
- オ 収支計画の内容が適切であること。
- カ 施設等の管理運営経費の内容が適切であること。

(3) 選定方法

- ア 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定は、島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査の基準に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成21年10月27日（火）までに連絡する。
- ウ プレゼンテーションは、平成21年10月下旬に実施する。
- エ 委員会は、非公開とする。
- オ 候補者の選定結果は、申請者全員に書面で通知する。
- カ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故がある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 審査結果は、指定管理者の指定後まで開示しない。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成21年12月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立体育施設等の管理及び運営に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者に係る評価の実施

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。評価結果については指定管理者に通知し、議会へ報告するとともにホームページで公表する。

15 指定管理者に対する監査

地方自治法（昭和27年法律第67号）第199条第7項の規定により、指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る事務については監査の対象となり、県又は監査委員が必要と認めるときは監査を行う。

16 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。
- (3) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。
- (4) 島根県立体育施設等の管理、運営のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 島根県立武道施設条例、島根県立体育施設条例、島根県立武道施設条例施行規則、島根県立体育施設条例施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁保健体育課生涯スポーツ振興グループ

電話番号 0852-22-5424

F A X 0852-22-6767